

平成 29 年 8 月 4 日  
国土交通省  
内閣府

## 平成 28 年度 港湾、空港における発注者支援業務の実施状況について

### 1. 概要

#### (1) 事業の概要

公共サービス改革基本方針（平成 23 年 7 月 15 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された港湾、空港における発注者支援業務については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。）の規定に基づき、平成 24 年度から単年度又は複数年の契約期間により民間競争入札を実施した。

本年度の実施状況報告においては、平成 28 年度に業務が完了した、平成 27 年度の複数年（2 ヶ年）及び平成 28 年度の単年度契約期間で実施した事業について報告するものである。

#### (2) 対象事業

発注者支援業務 84 件（H28 単年度 55 件 H27 複数年 29 件）

（発注補助業務、技術審査補助業務、監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務）

※組み合わせ業務については、主な業務内容により分類して計上している。

#### (3) 受託事業者

ア （一財）港湾空港総合技術サービスセンター 48 件（約 57%）

（以下、「SCOPE」という）

イ SCOPE+民間JV 9 件（約 11%）

ウ その他（民間） 27 件（約 32%）

#### (4) 確保すべき公共サービスの質

確保されるべき対象公共サービスの質と達成水準のモニタリングの方法については、「別紙 1」のとおりであり、業務成績評定に反映することにより評価するものとする。

## 2. 対象公共サービスの実施内容に関する評価

### (1) 対象公共サービスの質についての達成状況

国土交通省が発注した平成23年度に完了した業務の平均総合評定点と、公共サービス改革法による契約手続きを行った今回対象業務の平均総合評定点「別紙2」を比較し、その結果を考察することにより評価するものとした。

評価対象業務の平均総合評定点は、民間競争入札導入前の平成23年度業務の平均総合評定点と比較し、若干の増減はあるものの概ね同等の結果であった。

平成28年度業務に関して特段の問題は報告されていないことから、評価対象業務についても各受託事業者が業務内容、仕様書等を踏まえ、適切に業務が実施されたものと考えている。

なお、すべての評価対象業務は、実施要項において実績と認められる業務成績60点以上であったことから、発注者が求める業務品質は確保されているものとする。

### ■年度別平均総合評定点

		平成23年度 平均評定点 (単年度)	平成27年度 平均評定点 (2ヶ年)	平成28年度 平均評定点 (単年度)
発注者 支援	発注補助業務	75.9点	77.3点	77.1点
	技術審査補助業務	77.4点	78.0点	78.2点
	監督補助業務	75.5点	77.4点	76.3点
	品質監視補助及び施工状況確認補助業務	77.2点	77.1点	77.1点
全体		76.4点	77.3点	76.8点

### (2) 民間事業者が実施した創意工夫の事例

業務を実施するにあたって、民間事業者から、公共サービスの質の向上のため、取り組むべき業務実施の具体的な方法、業務の質の確保方法等の提案や業務の特性に応じた提案等があったものについてその事例を報告する。

#### ア 業務の実施方針に関する提案内容及び実施状況

- ・執務室に間仕切りとして第二の扉を設け、業務従事者以外の入室を制限することにより、情報管理がより一層徹底された。(発注補助業務、技術審査補助業務)
- ・施工箇所の事前現地調査を行い、施工にあたっての制約等の現場条件を確認、留意事項を把握することにより、迅速かつ適切に業務が遂行され、円滑な事業執行に寄与した。(技術審査補助業務)
- ・業務の品質確保・向上を図るための定期的な内部監査の実施や、繁忙期及び緊急時の支援体制を構築することで、業務全般に係る質の向上に寄与した。(品質監視補助及び施工状況確認補助業務)
- ・代替要員確保及び安全管理者設置等社内バックアップ体制確保により円滑で安定的な業務履行がなされた。(監督補助業務)
- ・監督補助者による施工計画書のチェックを事前に行った上で、受発注者双方が施工内容を確認する施工会議、週間工程会議及び月間連絡調整会議に参加し、定期的に工事内容の情報共有を行った。(監督補助業務)
- ・PC盗難防止チェーンの使用とファイヤーウォールを構築し、データの喪失・漏洩防止を行い、電力供給トラブルの防止として、無停電電源装置を設置した。(監督補助業務)
- ・担当技術者の中で最も経験豊富な技術者をチームリーダーとし、発注者とのコミュニケーションのサポート役と担当技術者のまとめ役とすることで、担当技術者間だけでなく発注

者との連携も良くなった。(監督補助業務)

- ・担当技術者の技術力の維持・向上を目的に、技術者研修を春と秋の2回実施した。(発注補助業務、監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務)
- ・港湾業務艇等からの転落防止対策について、あらかじめリストアップし共有することで、無事故で業務を完了できた。(監督補助業務)

#### イ 業務に対する技術提案内容及び実施状況

- ・豊富な実績を有する技術者を配置し、創意工夫した週間工程表による作成・指示・伝達サイクルの実施、確実な資料作成や照査など、的確な業務の実施が図られた。(監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務)
- ・安全確認の確実な実施のため、独自の点検チェックシートを活用し、点検結果を調査職員に報告し、安全巡視を着実に実施することにより、労働災害防止の抑止効果が発揮された。(監督補助業務)
- ・配置技術者の技術力向上のため、独自の研修会・講習会の実施や、技術的なサポート体制を構築することにより、適切な施工管理が遂行され、円滑な事業執行に寄与した。(技術審査補助業務、監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務)
- ・工事の設計変更時や年末等の集中時において、社内から支援者を投入することで業務工程の遅延防止や作業の平準化を可能とした。(監督補助業務)
- ・万が一の工事事務や滑走路上の落下物などのトラブルに備え、発注者からの点検・調査等の要請に臨機応変に対応できる経験者を配置し、臨機応変・応急的に対応できる実施体制を整えた。(監督補助業務)
- ・過去の資料作成事例を共有化し、経験者を配置、またその指導により迅速、的確に対応できるようにした。(監督補助業務)
- ・施工トラブルの防止、緊張感のある現場管理を図るため請負者からの協議等に対するスピード感のある報告・連絡・相談等を実施し、「クイックレスポンス」に努めることで請負者と発注者との協議がスムーズとなった。(監督補助業務)

### 3. 実施経費についての評価

本業務は、それぞれの業務毎に実施内容、業務量、実施期間等が異なるため、公共サービス改革法の対象事業と従前事業の経費を直接比較することは技術的に困難であることから、競争性の観点については平均応札者数及び一者応札の割合の推移により、経費削減の観点については平均落札率の推移により評価を行うこととした。

#### (1) 平均応札者数の推移

1業務あたり平均応札者は、民間競争入札導入前の平成23年度に比べ、減少している。

#### ■年度別平均応札者数の推移

		平成23年度 (単年度)	平成27年度 (2ヶ年)	平成28年度 (単年度)
発注者 支援	発注補助業務	1.0 者	1.0 者	1.0 者
	技術審査補助業務	1.0 者	1.0 者	1.0 者
	監督補助業務	2.3 者	1.2 者	1.3 者
	品質監視補助及び施工状況確認 補助業務	1.3 者	1.0 者	1.0 者
全 体		1.6 者	1.1 者	1.2 者

(2) 一者応札割合の推移

評価対象業務全体の一者応札の割合は、平成27年度発注業務(2ヶ年)が93.1%、平成28年度発注業務(単年度)が87.2%となっており、民間競争入札導入前の平成23年度業務の64.5%と比較すると、増加している。

■年度別一者応札割合の推移

		平成23年度 (単年度)	平成27年度 (2ヶ年)	平成28年度 (単年度)
発注者 支援	発注補助業務	100 %	100 %	100 %
	技術審査補助業務	100 %	100 %	100 %
	監督補助業務	34.4 %	80.0 %	72.0 %
	品質監視補助及び施工状況確認 補助業務	77.2 %	100 %	100 %
全 体		64.5 %	93.1 %	87.2 %

(3) 平均落札率の推移

評価対象業務全体の1業務当たりの平均落札率は、平成27年度発注業務(2ヶ年)が91.0%、平成28年度発注業務(単年度)が91.9%となっており、民間競争入札実施前の平成23年度業務の91.6%と同程度である。

■年度別平均落札率の推移

		平成23年度 (単年度)	平成27年度 (2ヶ年)	平成28年度 (単年度)
発注者 支援	発注補助業務	96.0 %	95.1 %	92.7 %
	技術審査補助業務	98.3 %	94.1 %	94.9 %
	監督補助業務	85.6 %	84.9 %	89.9 %
	品質監視補助及び施工状況確認 補助業務	95.5 %	93.8 %	94.4 %
全 体		91.6 %	91.0 %	91.9 %

## 4. まとめ

### (1) 評価の総括

本業務の実施において、評価に用いた平成28年度完了業務の業務成績評定点は、民間競争入札実施前とほぼ同等の平均総合評定点であることから、確保されるべき公共サービスの質は、十分達成されているものと考えられる。また、民間事業者の創意工夫により、業務品質の確保が図られている。

民間競争入札導入後の本業務の応札者数は減少する一方で、一者応札の割合は増加しており、競争性の観点については改善には至っていない。経費削減の観点についても変化は見られなかった。

競争性の観点については、これまで、入札参加要件の緩和や発注単位の見直し等を行いつつ、民間事業者のノウハウの蓄積につながる取り組みなど、民間企業が参入しやすい環境作りに取り組んできたところであるが、近年の受注競争の激化、不調・不落の発生、担い手不足への懸念など、建設コンサルタント等業務の市場環境が厳しい中で、民間企業の入札参加状況は足踏みしている傾向が見られる。

### (2) 今後の方針

港湾・空港における発注者支援業務等については、平成24年度より単年度又は複数年の契約期間により民間競争入札を実施している。今回の平成28年度業務の評価においては、平成27年度業務の評価と同様に、競争性の確保が課題であることから、今後も、競争性の改善に向けた取り組みを継続していくことが必要であると考えている。

今後の競争性の改善に向けた対策は、民間企業への具体的な要件の緩和等に関するアンケート調査等を実施するとともに、今般の要件緩和等の導入効果を勘案しつつ、今後の対応を検討することを考えている。

**【契約相手別の対象公共サービスの実施状況】**

(1) 契約状況

評価対象業務の契約状況については、「SCOPE+民間JV」とその他（以下、民間企業（JV含む）という。）の受注割合は、平成27年度、平成28年度でそれぞれ、52%、38%であった。

■契約相手別の受注割合状況

		SCOPE	SCOPE+民間JV		小計	計
			SCOPE+民間JV	その他		
発注者支援業務	H28(単年)	62% ( 34 件 )	8% ( 4 件 )	31% ( 17 件 )	38% ( 21 件 )	55 件
	H27(2ヶ年)	48% ( 14 件 )	18% ( 5 件 )	34% ( 10 件 )	52% ( 15 件 )	29 件
	H23(単年)	52% ( 73 件 )	13% ( 19 件 )	35% ( 49 件 )	48% ( 68 件 )	141 件

(2) 平均落札率の状況

平均落札率に関しては、民間競争入札実施前と比較し、SCOPE、JVについては、やや減少しているが、民間については増加しており、SCOPEと民間の差が縮まっている傾向が見られる。

■契約相手別の平均落札率

		SCOPE	SCOPE+民間JV	その他	計
発注者支援業務	H28(単年)	93%	95%	88%	92%
	H27(2ヶ年)	95%	93%	85%	91%
	H23(単年)	96%	96%	85%	92%

(3) 業務実施者別の対象公共サービスの質についての達成状況

本業務は、更なる民間事業者の参入を目的として民間競争入札を実施しており、対象業務について、これまで数多くの業務を受注してきたSCOPEと民間企業の平均総合評定点「別紙3」を比較することにより評価するものとしたが、技術審査補助業務については、民間企業（JV含む）の参入が無かったため、サービスの質の比較は出来なかった。

発注補助業務については、SCOPEとの平均評定点差が、他業務に比べ上回っている。監督補助業務及び品質監視補助及び施工状況確認補助業務については、SCOPEと民間企業（JV含む）の平均評定点に関しては、大きな違いは見られないため、サービスの質の維持は、概ね図られているものとする。

■平成 28 年度 平均評定点比較

	SCOPE		民間(JV含む)		差	
	①	②	①'	②'	①-①'	②-②'
	H27(2ヶ年)	H28(単年)	H27(2ヶ年)	H28(単年)	H27(2ヶ年)	H28(単年)
発注補助業務	77.3 点	77.5 点	— 点	72.0 点	— 点	5.5 点
技術審査補助業務	78.0 点	78.2 点	— 点	— 点	— 点	— 点
監督補助業務	— 点	77.8 点	77.4 点	75.6 点	— 点	2.2 点
品質監視補助及び施工状況確認補助業務	77.2 点	77.3 点	77.0 点	76.7 点	0.2 点	0.6 点

確保されるべき対象公共サービスの質と達成水準のモニタリングの方法

業務名	確保されるべき対象公共サービスの質	達成水準のモニタリングの方法(業務評価)
発注補助業務	<p>(1)積算に必要な現地調査 業務発注担当部署から貸与された設計資料等を参考に現地調査を行い、設計思想、留意事項、及びその他必要事項を十分に把握し、適正に実施すること。 (2)工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成 設計資料等及び現地調査を基に、工事発注に必要な図面及び数量総括表(数量計算書)を適正に作成すること。 (3)積算根拠資料作成 「港湾請負工事積算基準」等を十分理解し、適正に実施すること。 (4)積算システムへの積算データ入力(データリストの作成) 積算資料を基に適正に積算データの入力を行うこと。</p>	<p>(1)業務の執行状況にかかる評価項目 1)専門技術力 ①目的と内容の理解(業務主旨の理解) ②的確な履行(法令・技術基準の知識、業務内容についての判断) ③業務目的の達成度(必要事項の記載、的確な取りまとめ) 2)管理技術力 ①業務実施体制的的確性 ②打ち合わせの理解度 ③指揮系統の迅速性、確実性 3)取組姿勢(責任感、積極性、倫理観) (2)業務執行上の過失等にかかる評価項目 1)業務執行上の過失 2)中立性、公平性に係る過失 3)守秘性に係る過失 4)事故等 5)損害賠償</p>
技術審査補助業務	<p>(1)工事発注資料の作成 指定された業務内容を実施し、業務発注担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえられていること。 (2)競争参加資格確認申請書等の分析・整理 1)現地調査 指定された業務内容を実施し、現地調査における着眼点、調査内容、調査結果が工事特性を整理するために的確なものであること。 2)競争参加資格の確認・整理 ①競争参加資格の確認・整理 指定された業務内容を実施し、競争参加資格確認のための確認項目が網羅される確に確認されていること。また、確認項目の適否の判断結果について根拠資料を含め明瞭に整理されていること。 (3)総合評価項目の分析・整理 指定された業務内容を実施し、工事の入札参加者が提出した競争参加資格確認申請書等について、工事の施工における専門的技術力を発揮するとともに、工事の特性に応じた技術基準等に基づき的確に分析されていること。 また、分析した結果について根拠資料を含め明瞭に整理されているとともに、業務発注担当部署が工事入札参加者に対して実施するヒアリングにおいて確認が必要な事項等についても、同様に明瞭に整理されていること。 (4)委員会等の資料の作成 業務発注担当部署が指示した条件に基づき、技術審査会、VE審査委員会及び入札契約手続運営委員会、総合評価技術委員会等の委員会毎に的確で明瞭な基礎資料の作成を行うこと。</p>	<p>(1)業務の執行状況にかかる評価項目 1)専門技術力 ①目的と内容の理解(業務主旨の理解) ②的確な履行(法令・技術基準の知識、業務内容についての判断) ③業務目的の達成度(必要事項の記載、的確な取りまとめ) 2)管理技術力 ①業務実施体制的的確性 ②打ち合わせの理解度 ③指揮系統の迅速性、確実性 3)取組姿勢(責任感、積極性、倫理観) (2)業務執行上の過失等にかかる評価項目 1)業務執行上の過失 2)中立性、公平性に係る過失 3)守秘性に係る過失 4)事故等 5)損害賠償</p>
監督補助業務	<p>(1)請負工事の契約の履行に必要な資料作成等 指定された業務内容を実施し、業務発注担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえられていること。 (2)地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成 指定された業務内容を実施し、業務発注担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえられていること。 (3)請負工事の安全対策の確認等 指定された業務内容を実施し、業務発注担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえられていること。 (4)その他 業務の実施にあたって、工事請負者又は外部から通知等を受けた場合は、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。また、調査職員の指示が管理技術者に円滑かつ正確に伝えられるとともに、速やかに対応する体制がとられていること。</p>	<p>(1)業務の執行状況にかかる評価項目 1)専門技術力 ①目的と内容の理解(業務主旨の理解) ②的確な履行(法令・技術基準の知識、業務内容についての判断、関係者とのコミュニケーション) ③業務目的の達成度(必要事項の記載、的確な取りまとめ) 2)管理技術力 ①業務実施体制的的確性 ②打ち合わせの理解度 ③指揮系統の迅速性、確実性 3)取組姿勢(責任感、積極性、倫理観) (2)業務執行上の過失等にかかる評価項目 1)業務執行上の過失 2)中立性、公平性に係る過失 3)守秘性に係る過失 4)事故等 5)損害賠償</p>
品質監視補助及び施工状況確認補助業務	<p>(1)請負工事の施工状況の照合等 1)業務の実施にあたっては、港湾工事共通仕様書等を十分理解し、適正に実施すること。 2)業務の実施にあたって、工事請負者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。 3)業務の実施にあたって、関係法令等、請負工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。 4)担当技術者は、管理技術者に指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのある他、工事請負者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。 (2)工事検査等への臨場 既済部分検査、完成検査、指定部分検査、段階検査(給付)、段階検査(技術)に臨場すること。 (3)その他 業務の実施にあたって、工事請負者又は外部から通知等を受けた場合は、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。また、調査職員の指示が管理技術者に円滑かつ正確に伝えられるとともに、速やかに対応する体制がとられていること。</p>	<p>(1)業務の執行状況にかかる評価項目 1)専門技術力 ①目的と内容の理解(業務主旨の理解) ②的確な履行(法令・技術基準の知識、業務内容についての判断、関係者とのコミュニケーション) ③業務目的の達成度(必要事項の記載、的確な取りまとめ) 2)管理技術力 ①業務実施体制的的確性 ②打ち合わせの理解度 ③指揮系統の迅速性、確実性 3)取組姿勢(責任感、積極性、倫理観) (2)業務執行上の過失等にかかる評価項目 1)業務執行上の過失 2)中立性、公平性に係る過失 3)守秘性に係る過失 4)事故等 5)損害賠償</p>













